別紙－２

今後実施する管理強化策

（1）浴槽内の塩素濃度管理の徹底

塩素濃度測定を、毎日営業前1回と営業中1回（利用者混雑時）の最低2回以上実施し、浴槽内の塩素濃度が基準値（0.2mg/l 以上）を満たしているかどうか確認します。

（2）消毒の実施

春先の温泉棟オープン前に高濃度塩素消毒等を行うとともに、温泉棟清掃の徹底・浴槽の消毒の他、週2回は濾過機、配管の消毒を実施します。

（3） キャンプ場スタッフの知識及び技術の向上

財団法人日本健康開発財団が実施する温泉入浴指導員養成講習会（厚生労働大臣認定制度）に参加し、温泉入浴指導員の認定を受け、入浴設備の安全衛生管理に関するスタッフの知識及び技術の向上を目指します。

（4） 水質検査の実施

水質検査を開業前及び各繁忙期（7月、9月）の計3回実施し、今回の対策による効果を検証します。

（5） 生物膜の除去作業及び消毒の実施

浴槽・循環施設等の配管について、レジオネラ症を予防するために必要な処置に関する技術上の指針（平成15年7月25日　厚生労働省告示第264号）第二三　3に基づく、生物膜の除去等の処置を年一回実施します。

また、浴槽等について高濃度塩素消毒等を行うとともに、温泉棟清掃の徹底・浴槽の消毒の他、濾過機、配管の消毒を合わせて年一回実施します。